

ニツ井町商工会 行動計画

職員の働き方を見直し男女がともに活躍できる職場環境を整備するとともに、仕事と家庭生活を両立させ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上とする

<対策>

- ・令和4年4月～ 年間年次有給休暇取得計画を作成。制度周知を行う
- ・令和4年4月～ 四半期ごとに計画の進捗状況について、見込みについて面談

目標2：所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する

<対策>

- ・令和4年4月～ ノー残業デーの実施。所定外労働時間の削減状況、取り組みの検証
- ・令和4年4月～ 職員打合せ会の中でノー残業デーを周知し、取り組みやすい環境を整備する